

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所、とその（1）簡易プロポーザル提出部数、（2）見積書提出部数及び7. 業務の内容の（1）国内準備期間【JAIP】について誤りがありましたので訂正します。

番号：150829

国名：パレスチナ

担当：産業開発・公共政策部民間セクターグループ第2チーム

案件名：「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」及び「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」の中間レビュー調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：評価分析
- （2）格付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2015年11月上旬から2016年1月中旬頃まで
 - （2）業務M/M：国内 1.00M/M、現地 0.93M/M、合計 1.93M/M
 - （3）業務日数：

| | 準備期間 | 現地業務期間 | 整理期間 |
|--------|------|--------|------|
| 【JAIP】 | 5日 | 14日 | 5日 |
| 【BDS】 | 5日 | 14日 | 5日 |
- ※【JAIP】「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」に係る業務
【BDS】「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」に係る業務

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：10月21日(12時まで)
- （4）提出場所：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150618.html>）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- （1）業務の実施方針等：

| | |
|------------------|----|
| ①業務実施の基本方針 | 8点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 2点 |
 - （2）業務従事者の経験能力等：

| | |
|-------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 45点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 9点 |
| ③語学力 | 18点 |
| ④その他学位、資格等 | 18点 |
- （計100点）

| | |
|------|------------------|
| 類似業務 | 産業開発分野にかかる各種評価調査 |
|------|------------------|

| | |
|----------|------------|
| 対象国／類似地域 | パレスチナ／全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

パレスチナで実施している、「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト（協力期間：2014/3/26-2017/3/25）」（以下 JAIP プロジェクト）の中間レビュー調査及び「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト（協力期間：2013/10/3～2016/9/30）」（以下 BDS プロジェクト）の中間レビュー調査を、2015年11-12月にかけて実施予定であり、本件はそれらの評価分析を担当する団員である。

JAIP プロジェクトと BDS プロジェクトは、一部活動を通じて連携を図っており、またプロジェクト関係者が一部重複することなどから、効率的な調査を行うために、単一のコンサルタントが、2案件の中間レビューにかかる評価分析団員を担当する。

2案件の連携については、BDS プロジェクトで育成中のナショナルエキスパートの JAIP 入居予定企業における OJT や、BDS プロジェクト専門家による JAIP 入居予定企業に対する講義の実施など、相互に関連している部分がある。また、プロジェクト関係者としてはパレスチナ国民経済庁 (MONE)、さらに両案件は別契約ではあるが、同一の本邦コンサルタント企業で実施されている。詳細については以下および 10. (2) の参考資料を参照のこと。

なお、以上のとおり 2 案件のレビュー調査業務を効率的に遂行しつつ、案件毎に中間レビューの実施とその成果品の作成を行う。

「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」(JAIP プロジェクト) について

ジェリコ農産加工団地 (Jericho Agro Industrial Park : JAIP) は、パレスチナが抱える経済開発上の課題として、民間製造業分野の著しい停滞（製造業のGDP比は、1994年13%から2010年10%に減少）、世界的に高い人口増加率（2005～2011年の平均は2.8%）、それに伴う大変高い失業率（2010年の失業率は23.7%、15～29歳の若者の失業率は約35%）などに対するアプローチとして、日本が「平和と繁栄の回廊」構想の協力の中で、中核事業として支援してきたものである。同事業に関連し、JICAは2010年9月から2013年3月に技術協力「ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA/国民経済庁機能強化」(PIEFZA, Palestinian Industrial Estates and Free Zones Authority, パレスチナ工業団地・フリーゾーン庁) プロジェクトを実施。PIEFZAの能力強化の結果、JAIP開発を担う開発業者の選定、開発第一期のインフラ整備の進展、入居企業誘致のための奨励施策や入居後の企業に提供するサービスを取り纏めたインセンティブパッケージの具体化が進められた。しかしながら、JAIPへの企業の実際の入居を睨み、パレスチナ政府は、我が国に対し、工業団地（特にJAIP）の開発・運営を担うPIEFZA、及び国民経済庁 (Ministry of National Economy : MONE) のより具体的な実務能力の開発強化を目的とした技術協力プロジェクトを要請し、JICAは2014年3月から2017年3月まで本案件を実施している。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト開始後半分の期間を経過した段階で、これまでのプロジェクト活動の実績、成果をレビュー、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言を導くことを目的として実施する。

「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」(BDS プロジェクト) について

パレスチナにおける約 11 万社の企業の内、97%は零細中小企業であり、経営基盤の弱さ、マーケット情報の不足、経営管理・生産管理能力不足等のために零細中小企業の発展が遅れている。このような背景の下、JICAはマーケティングや品質・生産性向上等に関して質の高いビジネス

開発サービス（BDS）を零細中小企業へ提供できる体制を構築すべく、パレスチナ内におけるBDS提供者（ナショナルエキスパート）を育成することを目的として「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」）を実施している。

本プロジェクトにおいては、「育成されたナショナルエキスパートにより、零細中小企業に対する支援サービスが提供される仕組みが整う。」がプロジェクト目標として設定されており、プロジェクトの運営管理体制の整備、企業へのBDS提供に関する活動計画が策定される等4つの成果の達成を目指している。またJAIPプロジェクトとの連携により、JAIP開発を促進する効果も期待されている。

今回実施する中間レビュー調査は、プロジェクト開始後半分の期間を経過した段階で、これまでのプロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言を導くことを目的に実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、二つのプロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理した上で、分析を行う。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同中間レビュー報告書（案）を作成する。なお、JICA 事業評価ガイドラインは以下から取得可能。
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/>

二つの案件について、それぞれに国内準備、現地調査、帰国後整理を行うこととする。なお、現地調査については、第1次派遣でJAIPプロジェクト調査、第2次派遣でBDSプロジェクトの調査を行う。なお、協力対象地域やヒアリング対象者が重なっている部分があるため、効果的効率的に行程を纏めて対応を図ることとする。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間 【JAIP】（2015年11月上旬-2015年11月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（事業進捗報告書、合同調整委員会（JCC：Joint Coordination Committee）議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存のPDM（Project Design Matrix）に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、レビュー用のモニタリングシート（評価グリッド案）（和文・英文）を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ レビュー用のモニタリングシート（評価グリッド案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣 【JAIP】（11/9から11/21に、ジェリコでの業務を想定）

- ① JICAパレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、中間レビュー調査の実施手法について説明を行う。
- ③ C/Pと合同中間レビュー用のモニタリングシート（評価グリッド）に基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びC/P等と共に評価5項目の観点から合同中間レビューを行い、合同中間レビュー報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 合同中間レビュー報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。必要に応じて、同報告書の内容等につき関係者に対して説明を実施する。

(素案が11/15官団員現地到着までに取り纏められていることを想定している。)

- ⑦ 合同中間レビュー報告書(案)の内容等を関係者に対して説明し、先方コメントを踏まえて必要な修正を行い、最終案として取りまとめる。
- ⑧ 必要な場合には調査結果や先方政府 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO (Plan of Operation) の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑨ 協議記事録(M/M)案(英文)の作成に協力する。
- ⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パレスチナ事務所等に報告する。

留意点

1. JAIP 開発計画の進捗状況(オンサイト・オフサイトインフラ整備状況、リース契約状況、操業準備状況)の把握とその見込の確認を行う。
2. PIEFZA の人員配置状況、C/P の能力向上状況の把握とその見込の確認を行う。
3. PIEFZA、MONE、ディベロッパー、専門家、対パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所、JICA の役割分担の確認と、実施状況の確認を行う。
4. 本件協力期間と JAIP 開発のタイムラインが合わないことから、その差異やそれに伴う懸念事項等の確認を行う。

(3) 国内準備期間 【BDS】(2015年11月下旬-2015年12月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination Committee)議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存の PDM (Project Design Matrix) に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、レビュー用のモニタリングシート(評価グリッド案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ レビュー用のモニタリングシート(評価グリッド案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。

(4) 現地派遣 BDS】(12/6 から 12/19 に、ラマツラ、ヘブロン、ナブルス、ベツレヘムでの業務を想定)

- ① JICA パレスチナ事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本中間レビュー調査の評価手法について説明を行う。
- ③ C/P と合同中間レビュー用のモニタリングシート(評価グリッド)に基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
- ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、C/P 等と共に評価 5 項目の観点から合同中間レビューを行い、合同中間レビュー報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- ⑥ 合同中間レビュー報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。必要に応じて、同報告書の内容等につき関係者に対して説明を実施する。

(素案が12/13官団員現地到着までに取り纏められていることを想定している。)

- ⑦ 合同中間レビュー報告書(案)の内容等を関係者に対して説明し、先方コメントを踏まえて必要な修正を行い、最終案として取りまとめる。
- ⑧ 必要な場合には調査結果や先方政府 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO (Plan of Operation) の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- ⑨ 協議記事録(M/M)を締結する場合には、その作成に協力する。

⑩ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パレスチナ事務所等に報告する。

留意点

1. プロジェクト実施体制確認を行う（MONE の各機関のコントロール状況）。
2. 育成したナショナルエキスパートの技能水準の確認を行う（企業指導とトレーナーとしての指導）。
3. モデル企業の BDS 実施（OJT）による効果発現状況の確認を行う。
4. JAIP 開発への BDS プロジェクトの貢献状況の確認を行う。
5. 将来に向けた組織・実施体制整備状況の確認を行う。

(5) 帰国後整理期間【JAIP 及び BDS】（2015 年 12 月下旬-2016 年 1 月上旬）

- ① 合同中間レビュー（評価）結果要約表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、合同中間レビュー調査報告書（案）の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)～(6)のすべてとし、電子データで提出する。

「ジェリコ農産加工団地運営・サービス機能強化プロジェクト」について

- (1) 合同中間レビュー報告書（案）（英文1部）
- (2) 合同中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文各1部）
- (3) 合同中間レビュー調査報告書（案）（和文1部）

「零細中小企業向けビジネス開発サービス強化プロジェクト」について

- (4) 合同中間レビュー報告書（案）（英文1部）
- (5) 合同中間レビュー結果要約表（案）（和文・英文各1部）
- (6) 合同中間レビュー調査報告書（案）（和文1部）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2回に分かれており、以下の期間を予定しています。

【JAIP】 2015年11月9日頃-2015年11月22日頃

【BDS】 2015年12月6日頃-2015年12月20日頃

機構職員の現地調査期間は2015年11月15日-2015年11月19日及び2015年12月13日-2015年12月19日を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (コンサルタント)
- *ア)、イ)の団員は、JAIPとBDSでは異なる団員となります。

③便宜供与内容

当機構パレスチナ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。)
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

①案件情報

案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

【JAIP】

<http://www.jica.go.jp/project/palestine/004/outline/index.html>

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1300452/index.html>

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/304037b48fa2c6d149257c5b0079e871?OpenDocument>

【BDS】

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1200168/index.html>

<http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/11964ab4b26187f649256bf300087d03/6d9209be6e1a57fa49257b970079e8c7?OpenDocument>

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

【JAIP】

ジェリコ農産加工団地のためのPIEFZA機能強化プロジェクト
プロジェクト事業完了報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12110920.pdf>

ジェリコ農産加工団地改行促進に係る情報収集・確認調査
調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12147682.pdf>

【BDS】

中小零細企業開発に係る基礎情報収集・確認調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12086591.pdf>

中小零細企業育成準備調査ファイナルレポート(要約)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/11989415.pdf>

- ③本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第2チーム（担当者：【JAIP】柳、メールアドレス：Yanagi.Tatsuya@jica.go.jp、Tel03-5226-8049、【BDS】種村、メールアドレス：Tanemura_Hidekazu@jica.go.jp、Tel03-5226-8055）で配布します。

【JAIP】

- ・PDM（最新版）
- ・プロジェクト事業進捗報告書

【BDS】

- ・PDM（最新版）
- ・プロジェクト事業進捗報告書
- ・プロジェクト事業完了報告書（第一号）

（3）その他

- ①中小企業支援にかかる業務経験があることが望ましい。
- ②業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ④「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかにご相談ください。

以上